

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第24号）第29条に規定する小規模保育事業A型（以下において「小規模保育事業」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（第2において「事業所内保育事業」という。）に対し市が補助金を交付することにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、小規模保育事業及び事業所内保育事業とする。

(補助金の種別等)

第3 補助の種別、補助要件、補助対象経費、算定基準及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第6 第5の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、概算払による補助金の交付を請求しなければならない。ただし、第7第2項に規定する補助金の交付時期が、第10の規定による補助金の額の確定後であるときは、当該補助金の額の確定後に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 補助の種別ごとの補助金の交付時期は、別表第2に定めるとおりとする。
(変更の申請)

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第6に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。
(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金実績報告書(様式第6号)に収支決算書抄本を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。
(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。
(補助金の精算)

第11 第10の補助金確定通知書を受けたもので概算払による補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金精算追加分交付請求書(様式第8号)により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。
(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったとき

は、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月8日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月19日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第14の規定は、令和8年2月19日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表第1 (第3関係)

	補助の種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	補助率
1	障害児保育実施対策費	小規模保育事業又は事業所内保育事業の持つ諸機能を十分活用し、障害児の受入れに努めていること。	障害児保育実施に必要な保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員、理学療法士及び作業療法士の人件費とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額(年額)3,365,000円を比較して少ない方の額とする。ただし、特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)上の障害児保育加算を受けている場合は、上記額から加算額を減ずる。また、年度途中からの保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員、理学療法士及び作業療法士の配置については、その加配期間により算出した額とする。	3/3
2	職員研修費(国基準)	国の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱の保育の質の向上のための研修等事業及び保育士等キャリアアップ研修事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な研修費(交通費等を除く。)とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ないほうの額とする。補助上限については、次の算式により計算して得た補助基準額を比較して少ない方の額とする。 10,000円×職員数	3/3
	職員研修費(市基準)	職員の資質の向上を目的とした自園等での研修事業を行う小規模保育事業又は事業所内保育事業 ※上記職員研修費(国基準)を申請する場合は対象外	左記の事業実施に必要な研修費(交通費等を除く。)とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と次の算式により計算して得た補助基準額を比較して少ない方の額とする。 5,000円×職員数	3/3
3	保育士の市立基準対数配置費	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する1歳児の保育士の配置基準と同基準にする小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の人件費とする。ただし、1人分に限る。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額(年額)3,365,000円を比較して少ない方の額とする。ただし、特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)上の1歳児配置加算を受けている場合は、上記額から加算額を減ずる。また、年度途中からの保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の配置については、その配置期間により算出した額とする。	3/3
4	環境改善事業費(障害児受入促進事業)	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育環境改善等事業に定める要件を有しており、上記障害児保育実施対策費を申請する小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3/3
	環境改善事業費(上記以外)	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育環境改善等事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業			
5	延長保育事業費	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の延長保育事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3/3
6	保育士宿舍借上げ支援事業費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育士宿舍借上げ支援事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費(未入居の月に係る経費を除く。)とする。ただし、市長が別に定める戸数を上限とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額(入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、実支出額から宿舍使用料として徴収している額を減じた額)と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3/4
		保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育士宿舍借上げ支援事業に定める要件(事業の対象者に関する要件を除く。)を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費(未入居の月に係る経費を除く。)とする。ただし、1戸分に限る。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額(入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、実支出額から宿舍使用料として徴収している額を減じた額)と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	1/2
7	医療的ケア児保育支援事業	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の医療的ケア児保育支援事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3/3
8	保育体制強化事業 ただし、次の事業に限る。 (1)園外活動時の見守り等を行う業務を委託等する事業 (2)一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する事業(市長が必要と認めるものに限る。)	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育体制強化事業に定める要件を有していると認められる小規模保育事業又は事業所内保育事業	左記の事業実施に必要な経費とする。	各小規模保育事業又は事業所内保育事業ごとに補助対象経費の実支出額と国庫補助基準額を比較して少ない方の額とする。	3/3

別表第2（第7関係）

	補 助 の 種 別	交 付 時 期
1	障害児保育実施対策費	6月、8月、11月、翌年3月
2	職員研修費	翌年4月
3	保育士の市立基準対数配置費	6月、8月、11月、翌年3月
4	環境改善事業費	6月、8月、11月、翌年3月
5	延長保育事業費	6月、8月、11月、翌年3月
6	保育士宿舍借上げ支援事業費	6月、8月、11月、翌年3月
7	医療的ケア児保育支援事業	6月、8月、11月、翌年3月
8	保育体制強化事業	6月、8月、11月、翌年3月

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付申請書

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額
	円
	円
	円
	円

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（原本証明）

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第6関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市
小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額
	円
	円
	円
	円

2 金 額（概算額） 円

様式第4号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額
	円
	円
	円
	円

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金概算支払額 円

4 補助金精算額 円

5 補助事業の成果

6 添付書類

収支決算書抄本

様式第7号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1	補助金交付決定額	円
2	補助金概算支払額	円
3	補助金確定額	円
4	補助金差引額	円

年 月 日

茨木市長

印

様式第 8 号 (第 11 関係)

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額
	円
	円
	円
	円

2 補助金交付決定額 (概算額) 円

3 補助金概算支払額 円

4 補助金確定額 円

5 精算追加分請求額 円